

# 片野鴨池

かたのかもいけ

石川県加賀市



冬の片野鴨池

[登録番号] 616

[登録年月日] 1993年6月10日

[面積] 10ha

[湿地のタイプ] P:季節的、断続的淡水湖沼(8haより大きい)。氾濫源の湖沼を含む、Tp:永久的淡水沼沢地・水たまり。沼(8ha未満)、少なくとも成長期のほとんどの間水に浸かった抽水植生のある無機質土壌上の沼沢地や湿地林

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区、国定公園特別地域

[国際登録基準] 3



驚いて飛び立つトモエガモの群れ



夏には池一面を覆うヒシ

## 湿地の概要

石川県の西部、福井県との県境にも近い加賀市片野町にある片野鴨池は、日本海沿岸部から東に1kmほど内陸に入った約10ヘクタールの小さな湿地である。

鴨池の起源は約1万年前にさかのぼる。氷河期に海面の低下と陸地の隆起がおこり、さらに流水が侵食して谷が作られた。そこへ500年前に日本海から片野海岸へ吹き付ける風によってできた砂丘が谷を塞ぎ、水が溜まった。300年前の元禄時代に大聖寺藩は水路を掘って鴨池の水を抜き、新田開発を行った。地元農家による水田耕作は昭和の中頃まで行

われたが、1999年を最後に、生産のための水田はなくなっている。現在の鴨池は2.5ヘクタールの大池と7.5ヘクタールのヨシ、マコモ、水田などの低湿地からなり、オニビシ、コウホネ、マコモ、ミズアオイなどが自生している。

周囲はアカマツ、コナラ、タブノキ、ウラジロガシなどに覆われた標高30～50mの二次林だが、池の西側は江戸時代から大正末期にかけて砂丘の侵入を防ぐためにクロマツの植林が行われた人工林である。

## 湿地にかかわる動植物

植物は約370種確認されており、湿地内にはヨシ、マコモ、ウキヤガラが群落を作っている。夏期にはオニビシ、コオニビシが隙間なく繁茂し、かつて湿地内の水田で栽培されていたハスが開花する。ミズワラビやコウホネなど、湿地環境で生育する重要種も多い。

昆虫はトンボ類を中心に、湿地性の昆虫が多彩である。鳥類は四季を通じて多くの種が飛来し、今までに237種が確認されている。11月から2月にかけては多くのガンカモが越冬する。ガン類はマガン、オオヒシクイ、ヒシクイが主に飛来

する。カモ類は20種が確認されているが、マガモ、トモエガモ(絶滅危惧II類)が大多数を占める。カモ類を狙ってクマタカ、オオタカ、ハヤブサ、チュウヒ、ノスリなどの猛禽類も飛来する。哺乳類はキツネ、タヌキ、イタチが周年生息しているが、これまで確認されていなかったイノシシが近年湿地内に出現するようになり、畦の破壊や掘り起こしなど湿地周辺に被害が広がっている。

## 保全・管理の取組

1984年に野鳥の観察等を通じて自然保護思想の高揚を図ることを目的として、加賀市によって加賀市鴨池観察館が設置された。鴨池周辺地域の自然環境の保全方策と住民生活との調整を図るため、1994年に「片野鴨池周辺地域保全整備連絡協議会」(現在の片野鴨池周辺生態系管理協議会)が設けられた。事務局は加賀市で、学識経験者、地元区長、生産組合、狩猟関係者、自然保護団体、環境省、石川

県、農林事務所、土木事務所、鴨池観察館、観光関係団体で構成され、官民一体での保全活動が行われている。観察館では来館者への解説や自然情報の提供に加えて、湿地と周辺生態系の調査、モニタリングを実施し保全に役立っている。水位管理は、農繁期となる4月から8月には片野町生産組合が行い、カモ類が飛来しはじめる9月から飛去する3月までは大聖寺捕鴨猟区協同組合が受け持っている。



伝統猟法 坂網猟

## ワイズユースの取組

夕方、採食のために鴨池から出ていくカモをY字型の網を投げ上げて捕獲する坂網猟は、江戸時代には大聖寺藩士にのみ許された。藩は水鳥を集めるため、地元の農民に水田に水張りをさせ「田地水溜料(でんちみずためりょう)」を支払い、税制面でも優遇策をとった。これが鴨池を長い間湿地として保全し、管理していくきっかけになった。坂網猟で捕獲されたマガモは「坂網鴨」として加賀市がブランド化し、市内の料亭で提供されてい

る。湿地内の水田が減少し始めたため、1996年に「鴨池たんぼクラブ」が発足し、市が復活させた水田を利用した田植えが行われている。環境教育の拠点である鴨池観察館では観察会や自然科学に親しむイベントを通年実施し、普及にも力を入れている。現在、市内の全ての小学5年生が総合学習で鴨池を訪問して湿地について学んでいる。周辺農家では環境や水鳥に配慮した米作りを行って環境保全と農業との共生を図っている。



鴨池たんぼクラブ



ごく近くでヒシクイを観察できる

## 関連自治体

加賀市役所 ☎0761-72-1111

## 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 [https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland\\_Type.html](https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html)

## 国際的に重要な湿地の選定基準

- 基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。
- 基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。
- 基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。
- 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。
- 基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。
- 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。
- 基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。
- 基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。
- 基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

## 片野鴨池(かたのかもいけ)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所  
写真提供: 加賀市鴨池観察館

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03